

30. (Gno.77) 知的財産と情報に関する比較法的研究(知財・情報研究会)

代表: 堀江 亜以子

2016/02/16(承認)2016 年度(開始)

【研究の目的】

これまで、知的財産法については、国際条約を含む国際的な法秩序と国内法秩序が相当程度体系的に整備されてきたが、今日のICTを含む情報化の進展は、伝統的な知的財産権の枠組みでは捉えることが困難な新たな問題を出現させている。そこでこの共同研究では、これらの新たな課題について、知的財産法と情報法の両面から、比較法研究を行い、この分野における日本法の発展に貢献しようとするものである。